

# 奈良工業高等専門学校研究年報規程

令和6年4月1日制定

(目的)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教育・研究に関する成果を発表するため、奈良工業高等専門学校研究年報（Annual Research Reports of National Institute of Technology (KOSEN), Nara College。以下「研究年報」という。）を発行する。

(内容)

第2条 研究年報には、教育・研究に関する査読無し論文、資料、抄録、速報等を掲載することとし、その内容は、学問、教育、文化、産業の発展に寄与する独創的なものとする。

(発行)

第3条 研究年報は、原則として年1回3月に発行する。

(研究年報に掲載できる者)

第4条 研究年報に掲載できる者は、次のとおりとする。

- 一 本校の専任教員
- 二 業務に関連して得た成果を発表するため研究年報に掲載を希望する専任教員以外の職員（非常勤職員を除く。）で、教育支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て校長が許可した者
- 三 研究年報に論文等の掲載を希望する本校の名誉教授で、委員会の議を経て校長が許可した者

(著作権)

第5条 研究年報に採用された内容を本校の教育・研究の成果として一般に公開や頒布を行う目的に限り、論文等の著者は著作権の行使を本校に委任するものとする。ただし、該当する著者が自らこれを行わせることは妨げない。

(編集要項)

第6条 研究年報の編集及び執筆要領に関して必要な事項は、別に定める。

(研究年報の公開)

第7条 研究年報はインターネット上で公開する。

(その他)

第8条 研究年報の発行に関して、本規程並びに別に定める編集要領によりがたいときは、委員会において審議する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校研究紀要規程（昭和59年4月1日制定）は、廃止する。